

精華町

健康総合拠点施設整備基本構想

平成31年3月

精華町

# 目次

1. 策定の趣旨 .....	1
(1) 施設整備の位置づけ .....	1
(2) 施設整備の背景 .....	2
2. 現施設の概況と新施設整備に係る機能要請 .....	4
(1) 現施設の概況 .....	4
(2) 新施設整備に係る機能要請 .....	6
3. 施設整備の方針 .....	8
4. 施設のイメージ .....	9
5. 構想の実現に向けて .....	11

# 1. 策定の趣旨

この「基本構想」は、保健センターと子育て支援センターの役割を担う健康総合拠点施設がめざす姿や基本的な考え方を明らかにするものです。

## (1) 施設整備の位置づけ

### ①本構想が対象とする施設整備

現在の保健センターは、民間施設の賃借で老朽化もしており、施設規模の制約のもとで、母子保健に係る事業のみを行っていることから、あらゆる世代へのヘルスプロモーション（※1）の展開に資する保健センターとして、リニューアルを図っていくこととしています。

また、子育て支援センターをこまだ保育所に設置していますが、暫定設置の状況であり、十分な面積を確保できていません。あわせて、北部（下粕地域）に位置しているため、町全域から利用する施設としては好適な立地とはなっておらず、改めて整備を図ることとしています。

これら2つの施設を複合することで、コスト面から効率的な整備とすることはもちろん、施設機能の連携による相乗効果等が得られるよう整備することとします。

### ②計画における位置づけ

「精華町第5次総合計画」では、まちづくりの基本理念の1つ「人を大切にするまちづくり」として「心豊かに育ち、健康に暮らし、安心して最期を迎えられるよう、人を大切にするまちづくりを進めます。」と示しています。

これを踏まえた施策の柱「健康づくり」では、目標像に「住民が自ら主体的に健康づくりに取り組み、出産・育児を安心してできるまち」を掲げ、具体的な取り組みとして「健康づくりの情報発信や拠点施設整備を進める」としています。

併せて、「第2期精華町健康増進計画」「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」に掲載の拠点整備の内容を踏まえて整備していくものです。

※1：ヘルスプロモーション

一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、教育と環境づくりを重視すること。

## (2) 施設整備の背景

### ①人口減少社会への転換

日本の人口は2008年に約1億2,808万人とピークに達し、その後は減少局面に入りました。単に人口が減少するだけでなく、少子・高齢化がさらに急速に進むことで、社会・経済に大きな影響が生じることが懸念されています。

精華町でも2015～2020年にかけて人口減少に転じ、20年後の2035年には高齢化率が30%を超えると推計しているところであり、人口減少下におけるまちのあり方を見据えていく必要があります。

人口減少社会への転換と超高齢社会の進展を踏まえて、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

精華町においても、多様化・複雑化する住民ニーズにきめ細かく応えていくため、公的サービスの提供とソーシャルキャピタル（※2）を活用した住民との協働を両輪とする地域共生社会づくりを進めているところです。

### ②健康づくりの重要性の高まり

特に高齢化のさらなる進展が前提となり、今後大きな経済成長が望みにくいなかで、医療や介護に要する経済的・人的コストが増大する現状に即しながら、地域社会の活力を保っていくこととなります。

生活習慣病の予防と健康寿命の延伸に資するヘルスプロモーションの重要性がますます高まっており、精華町においては、全庁的な住民参画型の健康づくり運動のいっそうの展開を図っているところです。

### ③子育て支援ニーズの高まり

近年、少子化、小世帯化、晩婚・晩産化などが進展し、子育て支援ニーズが多様化していくなかで、とりわけ家庭での育児に対する支援を重視して、子育てのさらなる充実が求められています。

精華町においても、「精華町児童育成計画 精華町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもと子育てを地域ぐるみで支えるまちづくりを進めており、妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を図っているところです。

※2：ソーシャルキャピタル

社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念で、「他者への信頼」「つきあいや交流」「社会参加」など（社会関係資本）

#### ④危機管理機能の重要性の高まり

近年、地震や台風などによる大規模災害が頻発していることから、行政に対する災害対策の充実が求められており、さらに、保健医療分野についても、生命維持や健康問題を迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

精華町では、「精華町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを進める中で保健医療の体制整備に努めており、災害時に派遣される保健医療支援チームの受援体制の整備、町の支援との連携体制の仕組みの構築を図っているところです。

#### ⑤まちづくり基本構想との連携

精華町では、「まちづくり基本構想」の策定が進められており、町全体のまちづくりとの整合性を図りながら、健康総合拠点施設の位置づけを検討していく必要があり、同構想との連携を図っているところです。

## 2. 現施設の概況と新施設整備に係る機能要請

### (1) 現施設の概況

#### ① 保健センター

本町の保健センターでは、母子保健事業の拠点として、保健師、管理栄養士、助産師等が、妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を行っています。母子保健事業の内容は、乳幼児健診、妊産婦や乳幼児の親子を対象とした各種教室を実施しています。



所在地	精華町大字北稻八間小字井手ノ元 27 番地 1 (川西小学校グラウンド南側)	
面積	土地：1,064.46 m <sup>2</sup> / 建物：1,214.63 m <sup>2</sup>	
築年数	39 年	
構造	鉄筋コンクリート造	
階数	2 階	
駐車場	48 台 (シルバー人材センターと共有)	
主な諸室と構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診察室 (面積 9 m<sup>2</sup> / 10.5 m<sup>2</sup>) 乳幼児健診時に医師の診察室として使用、2 部屋ある</li> <li>・ 事務室 (面積 17.69 m<sup>2</sup>) ミーティング、事業準備、入力作業、事業で使用する物品資料の保管場所として使用</li> <li>・ 健診室 (面積 99.03 m<sup>2</sup>)</li> <li>・ 健康相談室 (面積 67.14 m<sup>2</sup>)</li> <li>・ 交流室 (面積 72.25 m<sup>2</sup>)</li> <li>・ トイレ (面積：女子 7.5 m<sup>2</sup> / 男子 6 m<sup>2</sup> / 多目的 8.75 m<sup>2</sup>) 【女子】大便器 (和式) 3 台、スロップシンク 1 台 【男子】大便器 (和式) 1 台、小便器 3 台、スロップシンク 1 台 【多目的】大便器 (洋式) 1 台、汚物流し 1 台、可動式ベビーシート 1 台</li> </ul>	<p style="text-align: center;">} 母子保健事業の会場として使用</p>

## ② 子育て支援センター

本町の子育て支援センターはこまだ保育所の2階にあります。

保育士等の専門職員を配置し、地域の子育て家庭の保護者や児童等を対象に、育児等についての相談指導、子育てサークル等への支援、各種子育て支援事業の実施、地域の子育て支援サービスの情報提供等により、総合的な子育て支援を行っています。



所在地	精華町大字下粕小字浄楽 76、77、78（こまだ保育所内）
面積	土地：3,806.68 m <sup>2</sup> ／建物：1,512.59 m <sup>2</sup> （こまだ保育所）
築年数	16年
構造	鉄筋コンクリート造
階数	2階
駐車場	21台（こまだ保育所と共有）
主な諸室と構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援室 （面積 86.84 m<sup>2</sup>） プレールーム、サロンなどの各種子育て支援センター運営事業を実施</li> <li>・ 相談室 【保育所と兼用】 （面積 12.46 m<sup>2</sup>） 子育て等の相談に対応</li> <li>・ 職員室 【保育所と兼用】 （面積 55 m<sup>2</sup>） 子育て支援センターの職員利用</li> <li>・ トイレ 【保育所と兼用】 （面積 28 m<sup>2</sup>） 大便器（洋式）1台、幼児用大便器（洋式）5台、幼児用小便器5台、汚物流し1台</li> </ul>

## (2) 新施設整備に係る機能要請

施設整備の背景と現施設の概況・課題等を踏まえて、新施設整備に係る機能要請を総括すると、以下の通りです。

### ①保健センターについて

- 住民が健康づくりへの関心を高めて、主体的に健康づくりに取り組むことができるような保健行政のさらなる展開に資する保健センター整備が求められます。
- あらゆる世代を対象として、各種の保健サービスや相談支援を提供できる体制を整備することが求められます。
- 健康長寿を目指したすべてのライフステージに応じた総合的な支援の拠点となる保健センター整備が求められます。

### ②子育て支援センターについて

- 家庭での子育て支援ニーズの拡大に適切に応えるため、子育て支援センターの充実を図ることが求められます。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流ができる場や子育ての不安や悩みを相談できる場の提供が求められます。

### ③連携・交流について

- 妊娠・出産・育児までの切れ目のない子育て支援が提供できるよう、母子包括支援の体制の充実が求められます。
- 行政と住民が目的意識を共有し、協力しながら健康づくりや子育て支援を推進していくために、住民活動がさらに効果的に展開されるよう、交流や活動の拠点となる場をつくっていくことが求められます。

### ④その他

- 災害時に危機管理の拠点のひとつとして即応できる機能が求められます。
- 町の健康づくり、子育て支援の中心的な役割を担う施設としての機能が発揮できるよう、最適な立地を図ることが求められます。

## 【健康総合拠点施設の枠組み】

保健センター、子育て支援センターを複合して整備する拠点施設に係る機能要請を総括する中で、この基本構想の前提となる健康総合拠点施設の整備の考え方の枠組みを以下の通り整理します。

保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民が健康づくりへの関心を高めて、主体的に健康づくりに取り組むことができるような保健行政のさらなる展開に資する保健センター整備が求められます。</li> <li>○ あらゆる世代を対象として、各種の保健サービスや相談支援を提供できる体制を整備することが求められます。</li> <li>○ 健康長寿を目指した総合的な支援体制の拠点となる保健センター整備が求められます。</li> </ul>	連携・交流等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠・出産・育児までの切れ目のない子育て支援が提供できるよう、母子包括支援の体制の充実が求められます。</li> <li>○ 健康づくりや子育て支援を推進していくための住民活動がさらに効果的に展開されるよう、交流や活動の拠点をつくっていくことが求められます。</li> <li>○ 災害時に危機管理の拠点のひとつとして即応できる機能が求められます。</li> <li>○ 町の健康づくり、子育て支援の中心的な役割を担う施設としての機能が発揮できるよう、最適な立地を定めることが求められます。</li> </ul>	→	<p style="text-align: center;"><b>健康総合拠点施設の整備の考え方の枠組み</b></p> <p><b>基本施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保健センター (※1)</li> <li>■ 子育て支援センター (※2)</li> </ul> <p><b>付加機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 母子包括支援機能</li> <li>■ 住民活動交流機能</li> <li>■ 危機管理機能</li> </ul> <p><b>立地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町の健康づくり、子育て支援の中心的な役割を担う施設としての最適な立地</li> </ul> <p>＜視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関を利用しやすい</li> <li>・ 行政施設等と近く利用しやすい (手続きついでに立寄れる)</li> <li>・ 商業施設等と近く利用しやすい (買い物ついでに立寄れる)</li> </ul>
子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て支援ニーズの拡大に適切にこたえるため、子育て支援センターの充実を図ることが求められます。</li> <li>○ 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流ができる場や子育ての不安や悩みを相談できる場の提供が求められます。</li> </ul>		→		

### ＜法的根拠＞

#### ※1：保健センター

保健センターは、「地域保健法」第18条に規定する市町村が住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設です。

#### ※2：子育て支援センター

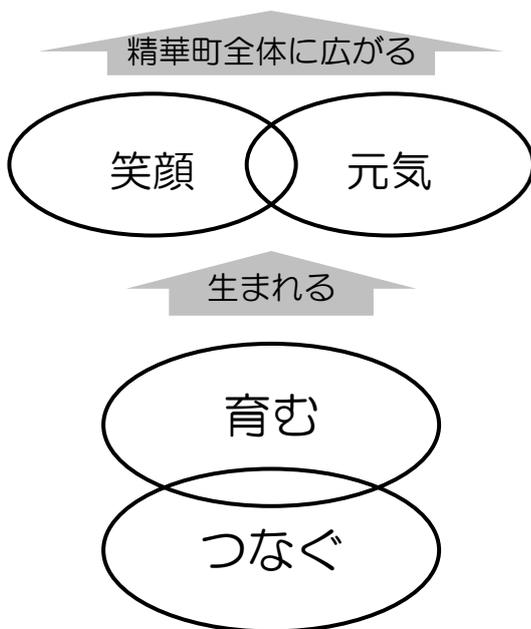
子育て支援センターは「子ども・子育て支援法」59条、「児童福祉法」第6条に規定する地域子育て支援拠点事業を行う拠点です。

### 3. 施設整備の方針

## つなぐ・育む 笑顔と元気が生まれる健康総合拠点施設

#### <施設整備の方針>

- 方針1 安全で安心できる場所にする
- 方針2 適切な保健・子育て支援サービスが提供できる場所にする
- 方針3 必要な情報が得られ、発信できる場所にする
- 方針4 みんなが気軽に集い、交流できる場所にする
- 方針5 住民活動が発展し、協働の取り組みにつながる場所にする



新しく整備する健康総合拠点は、「つなぐ・育む 笑顔と元気が生まれる健康総合拠点施設」をテーマとして、上記の5つの方針により、乳幼児から高齢者まですべての住民が健やか・元気に、笑顔で人生を送ることを、ライフステージに応じて総合的に支援する施設として整備することとします。

複合施設として健康増進と子育て支援の機能を集約することで、これらの機能連携を強めて相乗効果が得られるよう図るとともに、住民の主体的な健康づくりや子育て支援の取り組みにつながる事業を展開します。

誰もが気軽に、興味関心を持って立ち寄れる施設とし、人と人、様々な情報の交流が自然と生まれて、住民・地域・行政等のつながりのもとで、学びあい・支えあう気持ちが醸成され、住民の自主的な活動の輪が広がり、重層的なネットワークが築かれていく拠点とします。

#### 「育む」機能

- 健康意識を育む
- 子どもを健やかに育む
- 安心して子育てできる気持ちを育む
- 互いを支えあう気持ちを育む
- 地域のきずな、人の輪を育む
- 健康づくりや子育て支援の活動を育む
- 重層的な人と人のネットワークを育む

#### 「つなぐ」機能

- 相談窓口・支援・サービスをつなぐ
- さまざまな世代をつなぐ
- 必要な情報をつなぐ
- 安全・安心をつなぐ

## 4. 施設のイメージ

施設整備の方針として示した内容ごとに、整備する施設のイメージを以下に整理します。

### ① 安全で安心できる場所

- 安心して相談できる
  - ・ プライバシーに配慮があり、健康や子育て支援など様々な専門の相談が安心してできます。
  - ・ 外国人住民など多様なコミュニケーションのあり方に対応した支援があり、安心して行政サービスが受けられます。
- 普通に利用でき、バリアフリーである
  - ・ 明るく心地いい空間で、普通に利用できます。
  - ・ 子ども連れから高齢者、障がいのある人や妊婦など、みんなが利用しやすい施設です。
- 災害時等への備えがある
  - ・ 危機管理拠点のひとつとして、災害対策本部と情報共有を図りながら、保健医療活動や保健医療支援チームの受援調整などができます。

### ② 適切な保健・子育て支援サービスが提供できる場所

- すべての年代の健診を実施できる
  - ・ 乳幼児から成人まで、すべての年代の健診を実施できます。
- 切れ目のない子育て支援ができる
  - ・ 妊娠期から子育て期まで、保健部門と子育て部門が連携し、切れ目のない支援ができます。
- 健康づくりの支援活動ができる
  - ・ 主体的な健康づくりや子育てにつながるよう、個別的な支援や集団的な支援など、多様な指導・健康教育や健康づくりの活動ができます。

### ③ 必要な情報が得られ、発信できる場所

- 仲間づくりができる
  - ・ 保健、子育てなど、精華町内にある様々な住民活動の情報が集約されていて、仲間づくりにつながる情報の受発信ができます。
- 制度や事業・イベント等の情報が得られる
  - ・ 住民活動を支援する各種の制度や町の事業・イベント等の情報を提供します。
- 確かな健康づくり情報が提供される
  - ・ ICT（情報通信技術）なども活用し、専門的な知識に根ざした情報を提供します。

### ④ みんなが気軽に集い、交流できる場所

- 自由な利用ができる
  - ・ 健康づくりや子育て等の目的がなくても、飲食ができる場があり、いろんな人が気軽に集うことができます。
  - ・ 公共交通機関のアクセスがよく、周辺の公共公益的施設を考慮した立地で、普段に利用することができます。
- 子ども連れなどで利用しやすい
  - ・ 子ども連れや介助が必要な人などの利用が配慮された駐車場があります。
  - ・ 子ども向けの遊び場があります。
- 人が集うきっかけがある
  - ・ 様々なイベントが開催されていて、人が集まるきっかけがあります。

### ⑤ 住民活動が発展し、協働の取り組みにつながる場所

- 創造的な対話ができる
  - ・ グループワークなど創造的な対話ができる設えがあり、自由な話し合いができます。
- ワークスペースが利用できる
  - ・ 住民活動がしやすいよう、必要な設備や備品が活用できます。
- 住民活動へのサポートがある
  - ・ 住民活動を行う上での困り事や、よりよい活動展開のための相談・支援があります。

## 5. 構想の実現に向けて

この構想の実現に向けて施設整備を進めるにあたっては、その財源確保が前提となります。

しかしながら、少子高齢化等の進展に伴う社会保障関係費の増加等に多額の財政負担が見込まれることから、財政状況とのバランスを考慮したうえで、活用可能な国等の補助金や助成金制度を研究し、財源の確保及び財政負担の軽減に努めてまいります。

なお、建築工事着手までは、基本計画、基本設計にそれぞれ約 1 年、実施計画及び実施設計に約 1 年、建設工事に約 1 年の期間が見込まれます。



## ◆ 資料編

### 1. 策定経過

#### (1) 会議等

##### ■ 精華町健康総合拠点施設のあり方検討会議

年月日	内容
平成30年 11月8日	第1回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「健康総合拠点施設整備基本構想」の策定にあたって</li> <li>・ 「健康総合拠点施設整備基本構想」の構成（案）について</li> <li>・ 基本構想策定に向けた調査等実施状況について</li> <li>・ 健康総合拠点施設整備に係る概況と課題について など</li> </ul>
平成30年 12月18日	第2回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康総合拠点施設整備基本構想（案）について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて など</li> </ul>
平成31年 1月29日	第3回 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康総合拠点施設整備基本構想（案）について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて など</li> </ul>

#### 【庁内での検討】

##### ■ 専門部会 会議：保健師、保育士、管理栄養士からなる部会

年月日	内容
平成30年 9月18日	ワールドカフェ・グループワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康総合拠点施設の基本理念について</li> </ul>
平成30年 11月15日	第1回 保健部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康総合拠点施設の「機能」について</li> </ul>
平成30年 11月21日	第2回 保育部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康総合拠点施設の「機能」について</li> </ul>
平成30年 12月11日	第3回 保健部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想案について</li> </ul>
平成30年 12月12日	第4回 保健部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想案について</li> </ul>

## (2) 各種調査の実施

### 【団体ヒアリング】

年月日	ヒアリング先
平成30年 10月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精華町老人クラブ連合会</li> <li>・ せいか健康づくりプロジェクト</li> <li>いきいき健康ウォーク</li> <li>いちご☆体操プロジェクト</li> <li>さあ！これから塾</li> <li>せいか食育劇団もぐもぐ</li> <li>わくわく健康 里山の会</li> <li>軽やか同窓会</li> </ul>
平成30年 10月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児サークル「あゆみちゃん」「すとりべりい」</li> <li>・ (福)相楽福祉会</li> </ul>
平成30年 10月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精華町食生活改善推進員協議会「あすなる会」</li> </ul>
平成30年 11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児サークル「さくらっこ」</li> </ul>
平成30年 11月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児サークル「とんとん」</li> </ul>
平成30年 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児サークル「ピーチクラブ」</li> </ul>

### 【アンケート調査】

	保健センターに関する アンケート調査	子育て支援センターに 関するアンケート調査	特定健診に関する アンケート調査
対象者	保健センターの利用者	子育て支援センターの 利用者	特定健診受診者 (集団健診受診者)
方法	乳幼児健診での 配布・回収	乳幼児健診での 配布・回収	郵送による配布・回収
期間	平成30年10月12日 ～11月9日	平成30年10月18日 ～11月9日	平成30年10月12日 ～11月12日
回収数	106件	100件	113件

## 2. 精華町健康総合拠点施設のあり方検討会議設置要綱

平成30年8月20日

要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、精華町健康総合拠点施設のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 精華町健康総合拠点施設整備の方向性を検討するにあたり、助言を求めることを目的とし、検討会議を設置する。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者の中から町長が委嘱した者（以下「委員」という。）15名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師会等の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者
- (4) 健康又は社会福祉等に関する団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の設置目的が達成されるまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会議を総理し代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、検討会議において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第8条 検討会議に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 検討会議及び専門部会の庶務は、健康福祉環境部健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議の議を経て会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

### 3. 精華町健康総合拠点施設のあり方検討会議 委員名簿

(◎ : 会長 ○ : 副会長)

No.	団体名等	役職名	氏名 (敬称略)
1	京都大学大学院	教授	◎ 桂 敏樹
2	一般社団法人 相楽医師会	会長	藤村 聡
3	京都府山城歯科医師会精華班	班長	内田 裕也
4	京都府山城南保健所	所長	三沢 あき子
5	精華町食生活改善推進員協議会	会長	中西 つね子
6	精華町子育て地域パートナー連絡協議会	会長	田中 智美
7	特定非営利活動法人 そら	理事長	地主 明広
8	社会福祉法人 精華町社会福祉協議会	会長	長谷川 悟
9	精華町民生児童委員協議会	会長	森 修美
10	精華町自治会連合会	会長	○ 中川 茂成
11	軽やか同窓会 (せいか健康づくりプロジェクト)	代表	南 史生



## 精華町健康総合拠点施設整備基本構想

発行年月 平成31(2019)年3月

発行 京都府精華町健康福祉環境部健康推進課

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

TEL 0774-95-1905(直通)

FAX 0774-95-3974